

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年3月5日(2009.3.5)

【公開番号】特開2008-117013(P2008-117013A)

【公開日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【年通号数】公開・登録公報2008-020

【出願番号】特願2006-297109(P2006-297109)

【国際特許分類】

G 08 G 1/123 (2006.01)

G 07 C 5/00 (2006.01)

G 06 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

G 08 G 1/123 A

G 07 C 5/00 Z

G 06 F 17/60 1 1 2 G

【手続補正書】

【提出日】平成21年1月16日(2009.1.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電話回線網に接続され、前記電話回線網を介して利用者の電話装置と通信可能であり、前記電話回線網に含まれる交換機によって付与される発信元識別情報および配車の確定指令を取得する通信手段と、

発信元識別情報と、この発信元識別情報に対応する配車先を表す配車先情報を記憶する配車先情報記憶手段と、

通信手段によって前記記憶手段に記憶されている発信元識別情報および配車の確定指令を取得したときに、この取得した発信元識別情報に対応して前記記憶手段に記憶されている配車先情報が示す配車先に配車すべき配車指令を出力可能な制御手段と、を含む配車システムであって、

前記制御手段は、利用者の電話装置の操作キーに対応した信号を検知して配車の確定指令を取得し、前記記憶手段に記憶されている配車先情報が示す配車先に配車すべき配車指令を出力することを特徴とする配車システム。

【請求項2】

電話回線網に接続され、前記電話回線網を介して利用者の電話装置と通信可能であり、前記電話回線網に含まれる交換機によって付与される発信元識別情報および配車の確定指令を取得する通信手段と、

発信元識別情報と、この発信元識別情報に対応する配車先を表す配車先情報を記憶する配車先情報記憶手段と、

通信手段によって前記記憶手段に記憶されている発信元識別情報および配車の確定指令を取得したときに、この取得した発信元識別情報に対応して前記記憶手段に記憶されている配車先情報が示す配車先に配車すべき配車指令を出力可能な制御手段と、を含む1台の配車システムであって、

前記制御手段は、利用者の電話装置に備わった複数の操作キーのうち、いずれかの操作キーに対応した信号を検知して配車の確定指令を取得し、前記記憶手段に記憶されている

配車先情報が示す配車先に配車すべき配車指令を出力することを特徴とする1台口配車システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、タクシー会社および運送会社などにおいて、配車および配車管理を行うための配車システムに関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明(1)に従えば、利用者が、自身を識別するための識別情報を与えなくても、通信手段が交換機によって付与される発信元識別情報を取得することによって、利用者を識別するための識別情報を得ることができる。制御手段は、利用者の電話装置の操作キーに対応した信号を検知して配車の確定指令を取得すると、通信手段が取得した発信元識別情報に応じて、記憶手段に記憶されている配車先情報が示す配車先に配車をすべき配車指令を出力することができる。

本発明(2)に従えば、利用者が、自身を識別するための識別情報を与えなくても、通信手段が交換機によって付与される発信元識別情報を取得することによって、利用者を識別するための識別情報を得ることができる。制御手段は、利用者の電話装置に備わった複数の操作キーのうちのいずれかの操作キーに対応した信号を検知して配車の確定指令を取得すると、通信手段が取得した発信元識別情報に応じて、記憶手段に記憶されている配車先情報が示す配車先に1台口配車をすべき配車指令を出力することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明(1)によれば、利用者の電話装置の操作キーに対応した信号を検知して配車の確定指令を取得すると、配車先情報が示す配車先に配車をすべき配車指令を出力するように構成されるので、利用者が自己の識別情報を入力することなく配車を手配することができ、利用者が電話装置の操作キーを操作して識別情報を入力したり、音声を発して識別情報を入力したりする必要がなく、配車の間違いが生じることが低減され、利便性を向上することができる。

本発明(2)によれば、利用者の電話装置に備わった複数の操作キーのうちのいずれかの操作キーに対応した信号を検知して配車の確定指令を取得すると、配車先情報が示す配車先に1台口配車をすべき配車指令を出力するように構成されるので、利用者が自己の識別情報を入力することなく車両1台口の配車を手配することができ、利用者が電話装置の操作キーを操作して識別情報を入力したり、音声を発して識別情報を入力したりする必要がなく、配車の間違いが生じることが低減され、利便性を向上することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0075

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0075】

ステップ a 7 では、配車明細を作成する指令（配車要求）を連携装置 5に与えて、かつ「ガイダンス 6」を生成して、これを交換機 2 を介して利用者端末に送出して、ステップ s 8 に移る。